

みんなで支え合う

国民健康保険



人間ドック検診を受ける 予定のみなさんへ

日野町国民健康保険(国保)に加入されているみなさんの健康づくりを応援するため、人間ドック検診にかかった費用の一部を補助しています。

【補助対象者】

- 次のすべてに該当する方
- ・日野町国民健康保険被保険者であること
- ・年齢が35歳以上75歳未満であること
- ・日野町国民健康保険税を滞納していないこと
- ・検診後、検査結果を提出し、特定健康診査として町が検診結果を活用することに承諾していただけたこと

【補助額】

人間ドック基本検査項目(脳ドック・がん検診・その他オプション)となる項目を除く)に要した費用の2分の1

※上限2万円。

※補助金の交付は年度中ひとりにつき1回。

【手続き方法】

補助を希望される方は、事前に検診の日を連絡してください。

検診結果が届きましたら、次のものを持参し、役場住民課保険年金担当で申請してください。

- ・印鑑(スタンプ式でないもの)
- ・国民健康保険被保険者証
- ・人間ドックに要した費用の領収書
- ・人間ドック検診結果票
- ・振込先の金融機関名・口座番号のわかるもの

人間ドック検診や勤務先の健康診断を受けた方で、項目などが要件を満たす場合は特定健康診査を受診されたものとみなすことができます。健康結果と質問票兼同意書をご提出ください。健康診を受診し、健康管理に努めます。



◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当
☎ 6571

国民年金 からのお知らせ



「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

～年末調整、確定申告まで～
大切に保管を！

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるためには、国民年金保険料を支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

国民年金保険料を平成27年1月1日から9月30日までに納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際にはこの証明書(または領収書)を添付してください。

10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

また、ご家族の国民年金保険料を納付された場合は、納付された方の社会保険料控除の対象となりますので、年末調整や確定申告の手続きの際ご自身の国民年金保険料の額と合算して申告できます。(その際はご家族分の証明書も添付する必要があります)

「扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。(障害年金や遺族年金は課税されません。)

課税対象者となる受給者の方(64歳以下の方は108万円、65歳以上の方は158万円以上)には、毎年11月上旬までに日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、提出期限までに日本年金機構へ提出して下さい。この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決定されます。提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

◆問い合わせ先

草津年金事務所 お客様相談室
☎ 077-567-1311
控除専用ダイヤル
☎ 0570-0588-55
住民課 保険年金担当
☎ 6571